

第2号様式(第10条関係)

令和 2 年 7 月 20日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 新垣 新



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和 2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

## 令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 新

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	個人負担 計上せず
研 修 費	0	個人負担 計上せず
広聴広報費	21,900	ホームページ管理費代
要請陳情等 活 動 費	0	個人負担 計上せず
会 議 費	0	個人負担 計上せず
資料作成費	0	個人負担 計上せず
資料購入費	16,071	沖縄タイムス 琉球新報 公明新聞
事 務 所 費	274,511	事務所家賃
事 務 費	1,155	NHK放送料
人 件 費	166,254	職員給与
合 計	479,891	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円



充当割合：政務活動、以外が含まれるので実分

領 収 証

新垣アヲタ

様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥5400-
----	--------

内 訳

現金 \_\_\_\_\_

小切手 \_\_\_\_\_ /

手形 \_\_\_\_\_ /

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

但ホ-410-3管理代として 4月分  
 2020年 5月 27日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT  
 〒901-0223  
 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F  
 TEL/FAX 098-996-1688  
 合同会社アクセスポイント

印紙

GR1619

充当割合 1/2 按分 ¥2700-

領 収 証

新垣アヲタ

様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥33000-
----	---------

内 訳

現金 \_\_\_\_\_

小切手 \_\_\_\_\_ /

手形 \_\_\_\_\_ /

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

但ホ-410-3内容変更代として 5月分  
 2020年 5月 日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT  
 〒901-0223  
 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F  
 TEL/FAX 098-996-1688  
 合同会社アクセスポイント

印紙

GR1619

新型コロナウィルス対策緊急対策記事作成、充当割合 1/2 按分 ¥16,500

領 収 証

新垣アヲタ

様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥5400-
----	--------

内 訳

現金 \_\_\_\_\_

小切手 \_\_\_\_\_ /

手形 \_\_\_\_\_ /

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

但ホ-410-3管理代として 6月分  
 2020年 6月 29日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT  
 〒901-0223  
 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F  
 TEL/FAX 098-996-1688  
 合同会社アクセスポイント

印紙

充当割合 1/2 按分 ¥2700-



資料購入費

充当割合: 政務活動のみ全額充当

資料購入費

2020年4月分  
西崎町3丁目8  
マンション安里1F  
新垣あらた

領収証 000002  
005-006-1-17-024513

様

充当割合  
政務活動費のみ  
全額充当(10/10)  
4分 ¥3,075

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075
<p>琉球新報</p>			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2020年6月6日

\*軽減税率対象

読者ID  
679135

販売店 糸満センター  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3 1F  
店主 国吉真信



印刷日  
2020/04/08

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合: 政務活動以外が含まれるので半分

2020年5月分  
西崎町3丁目8  
マンション安里1F  
新垣あらた

領収証 000002  
005-006-1-17-024513

様

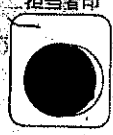
充当割合  
5分 2分  
¥1,537

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075
<p>琉球新報</p>			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2020年6月10日

\*軽減税率対象

読者ID  
679135

販売店 糸満センター  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3 1F  
店主 国吉真信



印刷日  
2020/05/15

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合:政務活動のみ全額充当

充当割合  
 政務活動費のみ  
 全額充当(100%)  
 4月分 ¥3,075

お問い合わせ番号: 0344-00693201  
 領収書 No: 24653588  
 2020年 4月分 領収書  
**新垣 新様**

御購読  
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227円)
----	-----------------------

品名	部数	金額
沖繩タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を領収致しました。

沖繩タイムス  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号 T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ

5/10

充当割合:政務活動以外が含まれるので察分

充当割合  
 5月分 1/2 按分  
 ¥1,537

お問い合わせ番号: 0344-00693201  
 領収書 No: 24811502  
 2020年 5月分 領収書  
**新垣 新様**

御購読  
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227円)
----	-----------------------

品名	部数	金額
沖繩タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を領収致しました。

沖繩タイムス  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号 T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ

6/16

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

資料購入費

充当割合  
6月分 1/2 按分  
¥ 1,537

お問い合わせ番号: 0344-00693201  
領収書 No: 24983589  
2020年 6月分 領収書

**新垣 新様**

御購読  
ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227円)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
※上記の金額を、  
領収致しました。

沖縄タイムス  
販売店 西崎西  
(事業者番号 T)  
TEL 994-8414  
店主 比嘉 まゆみ

領収印  
7/9

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

充当割合  
6月分 1/2 按分  
¥ 1,537

2020年 6月分 領収証 000002  
005-006-1-17-024513

西崎町3丁目8  
マンション安里 1F  
新垣あらた様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税込額

上記金額を領収しました。  
今年7月9日

読者ID  
679135

販売店 糸満センター  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3 1F  
店主 国吉真信

担当者印

印刷日  
2020/06/11

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。



充当割合:政務活動以外が含まれるので差引  
新聞購読料 領収証

新垣 新様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年5月分 領収日 6月10日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(406)

充当割合  
5月分 ± 按分 ¥943

充当割合:政務活動のみ全額充当

新垣 新様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年4月分 領収日 5月18日

領収金額	¥1,887
------	--------

資料購入費

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(406)

充当割合 政務活動のみ  
4月分 ¥1,887 - 全額充当

充当割合:政務活動以外が含まれるので差引

新聞購読料 領収証

新垣 新様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020年6月分 領収日 7月6日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796  
お申込No. 47019-30378(406)

充当割合  
6月分 ± 按分 ¥943



充当割合: 政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

No 010392

領 収 証

令和  
平成

2年3月27日

新垣新様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥ 120000	入金内訳	
		現金	
		小切手	
		振込	
		相殺	
		預り金	
		計	

この内消費税 円を含みます。

但しマンション守里(1F)4月分賃料として(振替)

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション



有限会社 アイ・ホーク

沖縄県知事【3】第3720号

〒901-0305 沖縄県糸満市西原2丁目17-45

TEL: (098)994-5988 FAX: (098)994-5989

受領者印

充当割合: 政務活動のみ全額充当(1%)

4月分 ¥120,000-

充当割合:政務活動以外が含まれるので察分

事務所費

家賃

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

No 010427

令和 2年4月27日

新垣新 様

入金額	¥ 120000	入金内訳	現金	
			小切手	
この内消費税 円を含みます。			振込	
但し	マンション海里(IF)5月分賃料として(振替)		相殺	
			預り金	
			計	

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション

有限会社 **アイ・ホム**

受領者印

沖縄県知事【3】第3720号

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎2丁目17-29

TEL: (098)994-5988 FAX: (098)994-5989

充当割合 5月分  $\frac{1}{2}$  按分 ¥ 60,000-

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

No 010449

令和 2年5月27日

新垣新 様

入金額	¥ 120000	入金内訳	現金	
			小切手	
この内消費税 円を含みます。			振込	
但し	マンション海里(IF)6月分賃料として(振替)		相殺	
			預り金	
			計	

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション

有限会社 **アイ・ホム**

受領者印

沖縄県知事【3】第3720号

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎2丁目17-29

TEL: (098)994-5988 FAX: (098)994-5989

充当割合 6月分  $\frac{1}{2}$  按分 ¥ 60,000-

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

事務所費

水道

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 2年 6月25日発行  
0000033310000000818A80

水柱番号	10-199-10
納付期限	令和 2年 7月15日
〒 901-0305	西崎町3丁目8番地
設置場所	西崎町3丁目8番地 安里マンション 101
使用期間	令和 2年 5月13日 から 令和 2年 6月13日 まで
用途	営業用 整理番号084818
調定月	令和 2年 6月分
使用水量	12 m <sup>3</sup>
上水道料金	1,635 円
下水道料金	1,204 円
合計金額	2,839 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸島市水道部  
TEL 098-995-2458 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸島市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の  
紛争をさけるため5年  
間保存してください。

※料金を訂正したもの  
領収日付印のない  
ものは無効です。  
取付代行 磁気記録システム

領収日付印  
72138  
20.7.03  
糸島浜川団地前  
ファミリーマート  
収入印紙不要

充当割合 6月分 ± 按分  
¥1,419

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 2年 5月26日発行  
0000033310000000818A80

水柱番号	10-199-10
納付期限	令和 2年 6月15日
〒 901-0305	西崎町3丁目8番地
設置場所	西崎町3丁目8番地 安里マンション 101
使用期間	令和 2年 4月13日 から 令和 2年 5月13日 まで
用途	営業用 整理番号084818
調定月	令和 2年 5月分
使用水量	4 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,191 円
下水道料金	996 円
合計金額	3,187 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸島市長  
糸島市水道部  
TEL 098-995-2458 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸島市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の  
紛争をさけるため5年  
間保存してください。

※料金を訂正したもの  
領収日付印のない  
ものは無効です。  
取付代行 磁気記録システム

領収日付印  
2315  
20.6.04  
2315  
糸島三丁目  
ファミリーマート  
収入印紙不要

充当割合 5月分 ±  
¥1,593

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

事務所費 電気料

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

新垣 新様  
マンション安里 1F店舗

電気番号				店所	作業区	ご契約種別	ご契約電力
画番号	家番号	枝	CD				
20347	45	2	3	203	1080	4000 低圧電力	5.0 kW 力率 90 %

供給地点特定番号: 10-0002-0347-0004-5230-0000

ご使用量	主	321 kWh	令和 2年 5月分	ご利用期間 4月17日~ 5月18日 お支払期日 6月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)	
5月19日	6月17日	5月19日	6月17日		321	B062761		前月	前年同月
主		7937.2	7618.7	1				113	0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	11,746 円 (再掲 956 円)
-------------------	------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
1kWhにつき	- 0円70銭	- 0円85銭	+ 2円98銭

沖縄電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引越 0120-588-390 検針員

電気料金払込受領証

新垣 新様

電気番号 20347- 45-2-3  
ご契約種別 低圧電力  
令和 2年 5月分

領収金額	11,748 円
料金	10,790 円
再エネ賦課金	958 円

【再掲】  
消費税等相当額 1,067 円  
燃料費調整額 -224.70 円

ご使用量 321 kWh

\*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。

支払期日	6月18日	印
金融機関 取扱期限日	6月26日	印
コンビニ等 取扱期限日	7月8日	印

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

充当割合: 5月分 検分 5,873 (修正)

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

新垣 新様  
マンション安里 1F店舗

電気番号				店所	作業区	ご契約種別	ご契約電力
画番号	家番号	枝	CD				
20347	45	2	3	203	1080	4000 低圧電力	5.0 kW 力率 90 %

供給地点特定番号: 10-0002-0347-0004-5230-0000

ご使用量	主	778 kWh	令和 2年 6月分	ご利用期間 5月19日~ 6月18日 お支払期日 7月17日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)	
6月17日	7月17日	6月17日	7月17日		778	B062761		前月	前年同月
主		8714.9	7937.2	1				321	0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	19,353 円 (再掲 2,318 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
1kWhにつき	- 0円85銭	- 1円45銭	+ 2円98銭

沖縄電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引越 0120-588-390 検針員

電気料金払込受領証

新垣 新様

電気番号 20347- 45-2-3  
ご契約種別 低圧電力  
令和 2年 6月分

領収金額	19,353 円
料金	17,035 円
再エネ賦課金	2,318 円

【再掲】  
消費税等相当額 1,759 円  
燃料費調整額 -661.30 円

ご使用量 778 kWh

\*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。

支払期日	7月17日	印
金融機関 取扱期限日	7月23日	印
コンビニ等 取扱期限日	8月6日	印

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

充当割合 6月分 検分 9,676 (修正)

相当割合・政務活動以外が含まれるので案分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

新垣 新様  
マンション安里 1F店舗

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20347	45	1	4	203	1080	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0347-0004-5140-0000

ご使用量	計	481 kWh	令和 2年 5月分	ご利用期間 4月17日~ 5月18日 お支払期日 6月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	ご参考使用量(kWh)	
5月19日	6月17日	前月	前年同月
今回指示数	前回(取付)指示数	481	393
19350	18869	計器番号	取替前使用量
		1481285	0

ご請求金額 14,666 円  
(再エネ賦課金) (再掲 1,433 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 6円95銭	+29円80銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円70銭	+ 2円98銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

新垣 新様

電気番号 20347- 45-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 5月分

事務所費 電気料

領収金額	14,666 円
料金	13,233 円
再エネ賦課金	1,433 円

〔再掲〕  
消費税等相当額 1,333 円  
燃料費調整額 -336.65 円

ご使用量 481 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月18日	日付印
金融機関 取扱期限日	6月26日	20.6.16 484200
コンビニ等 取扱期限日	7月8日	

神縄電力株式会社 那覇支店  
収入印紙貼付欄

相当割合 5月分ご使用量 ¥7333 従量

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

新垣 新様  
マンション安里 1F店舗

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20347	45	1	4	203	1080	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0347-0004-5140-0000

ご使用量	計	562 kWh	令和 2年 6月分	ご利用期間 5月19日~ 6月18日 お支払期日 7月17日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	ご参考使用量(kWh)	
6月17日	7月17日	前月	前年同月
今回指示数	前回(取付)指示数	562	481
19912	19350	計器番号	取替前使用量
		1481285	0

ご請求金額 17,234 円  
(再エネ賦課金) (再掲 1,674 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 8円52銭	+29円80銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円85銭	+ 2円98銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

新垣 新様

電気番号 20347- 45-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 6月分

領収金額	17,234 円
料金	15,560 円
再エネ賦課金	1,674 円

〔再掲〕  
消費税等相当額 1,568 円  
燃料費調整額 -477.72 円

ご使用量 562 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月17日	日付印
金融機関 取扱期限日	7月27日	72138 20.7.03
コンビニ等 取扱期限日	8月	

神縄電力株式会社 那覇支店  
収入印紙貼付欄

相当割合 6月分ご使用量 ¥8617 従量

切り取りずみ金庫欄裏 コムビニエンスストア等へお出しください。

切り取りずみ金庫欄裏 コムビニエンスストア等へお出しください。

切り取りずみ金庫欄裏 コムビニエンスストア等へお出しください。

切り取りずみ金庫欄裏 コムビニエンスストア等へお出しください。

事務所概要申告票

議員名 新垣 新

1. 物件の所在

住所	糸満市西崎3-8マンション安里1階	
電話番号	098-851-8637	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [ ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 新垣 新



賃借人 氏名



住所





# 事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 新

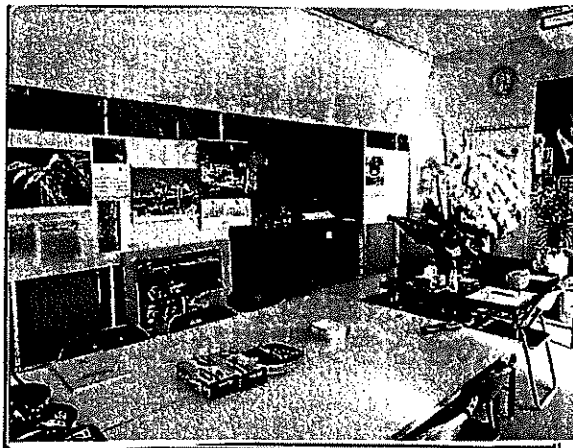
## 1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎3-8 マンション安里1階
----	--------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	4月分は全額充当とし、5月分、6月分は1/2按分とする
------	-----------------------------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。5月、6月は、後援会活動も行った為、1/2按分とした。

(関係経費)

家賃(月額)	120,000 円
その他	礼金 0 円
	仲介手数料 0 円

(充当額)

家賃(月額)	60,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 **新垣 新**





事業用建物 賃貸借契約書

貸主 様

借主 新垣 新 様

頭書

(1) 賃貸借の目的物

Table with columns for name, location, purpose, type, structure, area, completion date, and attached facilities.

(2) 事業内容

詳細調査事務所

(3) 契約期間

Table with columns for start/end dates and the period of the contract.

(4) 賃料等

Table detailing fees including management fees, taxes, and other charges.

事務所費

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名		住所	
管理業者	商号または名称	アイ・ホーム	電話	098 ( 994 ) 5988
賃貸住宅管理業者登録制登録番号	所在地	沖縄県糸満市西崎2丁目17-13	第	号
管理担当者	氏名		国土地交通大臣	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名		住所	
--------	----	--	----	--

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名	新垣 新	年齢	44 歳
緊急連絡先	借主との関係		
	氏名		
	住所		
	電話番号		
	携帯電話		

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 〇ヶ月分を支払います <input checked="" type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません
--------	---

事務所費

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

1. 入居(カネ引き渡し)は、取組金の納入と、必要書類の全てと契約締結が完了した後となります。
2. 契約締結から2年以内の、の、の場合は、退約金として賃料の1ヶ月分を返還します。
3. 退還の際、借主が退還するに際しては、本物件に付属、作附、備品を身元した場合は、借主が賠償責任を負うこととなります。
4. カネ引き渡し後は、借主が負担に引継ぎ交換をすることとなります。
5. 本物件は現在貸付として解体費用及び室内リフォーム費用は貸主が負担で行うものとします。
6. 本物件は現在貸付として解体費用及び室内リフォーム費用は貸主が負担で行うものとします。
7. 賃料等の支払は、銀行口座振替(毎月27日)のみと振替が確認が取れない場合は、借主は管理業者の指定口座に振込して頂くものとします。
8. 本物件は共同住宅ですので、上下階や隣室より、ドアの開閉や足音といった生活音は聞こえる場合がございます。
9. 本物件に設置しているエアコン取組は使用出来ない場合は借主負担で撤去するものとします。
10. 退去時に借主が修繕した箇所、取組等は借主が責任人に対して買取請求又は修繕費用請求は出来ないものとします。契約締結と同時に賃貸人に無償で受け継ぐものとします。

11. (契約期間)

契約期間は、令和元年11月1日より令和3年10月31年までの2年間とする。

但し、この期間が経過しても、甲又は乙はこれより前からも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人各(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019 年 10 月 31 日

貸主	住所		電話番号	( )
氏名				
住所	住居表示 糸満市西崎2丁目17-13 アイ・ホーム			
氏名	新垣 新		電話番号	( )
連帯保証人	住所		電話番号	( )
氏名				

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を添付しています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介・代理 <input type="checkbox"/> 媒介 <input type="checkbox"/> 代理	<input type="checkbox"/> 様 <input type="checkbox"/> 様 <input type="checkbox"/> 様	<input type="checkbox"/> 第 3720 号 免許証番号 <input type="checkbox"/> 第 〇 号 登録番号
事務所所在地	沖縄県糸満市西崎2丁目17-13	事務所所在地	
商号	アイ・ホーム	代表者等	
代表者等	新垣 弘治	登録番号	
宅地建物取引士		宅地建物取引士	

事務所費



五 借主が法人の場合、記載事項に変更があった場合

(契約の解除)

第11条 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、その期間内に当該義務が履行されない場合は、本契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項に規定する賃料等の支払義務を怠ったとき
- 二 第7条各項に規定する行為(同条第2項に規定する行為および第3項に規定する義務のうち、第一号、第三号ないし第五号、第4項に規定する行為に係るものを除く。)を行ったとき
- 三 本物件を貸主承諾なくして1ヶ月以上使用しないとき
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたと認められる場合
- 五 警察の介入を生じさせる行為があった場合(借主またはその使用人等における自らの行為によるものを除く)

六 その他本契約またはこれに付随して締結した契約の条項の一つに違反したとき

2 借主が次の各号の一つに該当する場合、貸主は何らの催告を要せず、即時に本契約を解除することができる。なお、この場合借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

- 一 解散・破産・民事再生・会社更生等を自ら申し立て、ないしは申し立てられたとき
- 二 銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき
- 三 主務官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 四 借主が第7条第2項に規定する義務に反した場合、および第3項に規定する義務のうち第一号、第三号ないし第五号もしくは第4項に規定する行為を行った場合
- 五 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があった場合

3 貸主または借主の一方について、第8条各号の規約に反する事実が判明した場合ないしは本契約締結後に第6条各号の規約に反する事由が生じた場合、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除することができる。なお、この場合契約を解除された側は、本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

(中途解約)

第12条 借主は、貸主に対して少なくとも9ヶ月前に解約の申入れを行つたことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、借主は、解約申入れの日から3ヶ月分ただし、解約日までの期間が3ヶ月に満たない場合は、その不足日数分の賃料等を貸主に支払うことにより、随時に本契約を解約することができる。

3 第1項および第2項による解約の申し入れは書面によるものとする。

(賃貸借期間開始前の解約)

第13条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申し入れをするものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分(に相当する額を貸主に支払うものとする)を支払うものとする。

2 貸主は、借主より預託を受けた取立金を任意に前項の金員に充当できるものとする。

(明渡し・原状回復義務)

第14条 借主は、明渡しを事前に貸主または貸主指定の管理人あてに通知し、立会日を協議した上で、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。ただし、第11条の規定に基づき本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。

約が解除される場合は、直ちに本物件を明渡ししなければならない。

2 前項の場合に、借主は、本物件内に取付・施設した造作・間仕切り・建具等および附設備を借主の費用で撤去し、本物件を原状に回復して貸主に明渡ししなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、借主が任意に原状回復をしない場合には、貸主は、借主の費用負担のもとに原状回復をすることができる。この場合に、貸主は、原状回復費用の内訳を借主に明示するものとする。

4 借主は、本物件の明渡しに際しては、残存物をすべて処理し、公共料金等の精算を済ませた上で、鍵等の貸与とされたものを返還するものとする。また、本物件の明渡し時に借主が本物件内に残置した物品については、借主はその所有権を放棄することとし、貸主はその物品を任意処分することができる。

5 借主が貸主の承諾を得て造作または設置した物品について、貸主はその費用を償還・買取する義務を負わない。

(立入り等)

第15条 貸主または貸主指定の管理人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができる。

2 前項の規定にかかわらず、貸主または貸主指定の管理人は、緊急に立入る必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。ただし、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後すみやかにその旨を借主に通知しなければならない。

(解除通知等の送付先)

第16条 貸主または借主が相手方に対し、本契約解除通知等をなすにあたり、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所に宛てて通知書等を発送した場合には、相手方の受領拒絶あるいは所在不明等に到達しなかった場合でも、通常その通知が到達すべき時にその意思表示は相手方に到達したものとす。

(解除後の本物件内の借主所有動産の処分等)

第17条 本契約が解除されたにもかかわらず、借主が所在不明のため借主自身が本物件を明渡すことができない場合には、連帯保証人は借主の承諾を要することなく、連帯保証人の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができるとし、その場合借主は何らの異議も述べない。なお、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所、借主の住民票記載の住所、連帯保証人の住所のいずれの住所に宛てて借主に申し書等を送付しても、借主から何らの回答のない場合には、所在不明とみなす。

2 前項の場合において、貸主が連帯保証人に対し前項の処分を催告したにもかかわらず、連帯保証人がその処分を怠った場合ないしは連帯保証人も所在不明の場合には、貸主は自ら借主の承諾を要することなく、貸主の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができるとし、その場合借主は何らの異議も述べない。

(契約の消滅)

第18条 本契約は、本物件の全部または一部が天災、地震、火災その他貸主、借主双方の責めに帰さない事由により、ないし都市計画事業等による収用または使用制限によりその目的を達することができなくなった場合には当然に終了する。

(損害賠償)

第19条 借主が賃料等の支払いを遅滞したときは、これに対する年率14.6%の割合に、損害金を支払わなければならない。  
 2 借主は、本人・代理人もしくはその訪問者等の故意または過失により、本物件ないしはその設備等に損害を与えたときは、直ちにその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければならない。

(立退料等の請求禁止)

第20条 本契約が終了した場合、借主は、貸主に対して立退料・移転料・損害賠償その他名目のいかなるも問わず一切の請求をしないものとする。ただし、本契約が貸主都合により合意解約された場合には、貸主、借主協議の上、貸主は借主に対し相当の金員を支払う。

(契約期間中の修繕)

第21条 貸主は、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、借主の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。  
 2 前項の規定にもつぎ貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめ、その旨を借主に通知しなければならない。この場合において、借主は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。  
 3 本物件内の床・壁・天井(塗装・壁紙の張り替えを含む)の修繕等小規模な修繕に関する費用は、原則として借主の負担とする。  
 4 要修繕箇所を発見した時は、借主は、すみやかに貸主に通知しなければならない。借主負担の修繕といえども必ず貸主と協議の上実施するものとする。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の一切の債務を負担するものとする。本契約が、合意更新ないし法定更新された場合も同様とする。  
 2 借主は、連帯保証人が欠けたとき、または、連帯保証人が適当でないと貸主が認めるときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(協議)

第23条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について聚議が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所とする。

(特約条項)

第25条 第24条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(3ページ)するのとおりとする。

以上



充当割合: 政務活動: 以外が含まれるので案分

事務費

放送受信料	
払込受領証	
(金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名	新垣 新 様
お客様番号	915-7573-253
金額	2310 円
お支払期間	令和 2年 4月 ~ 令和 2年 5月
受取人	日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号	NHK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印	20.6.16
(金融機関・CVS収入印紙貼付欄)	

ゆうちょ銀行または郵便局でのお支払いの場合は、左側の枚だけをお出しください。

金融機関・CVS→お客様

4月分  
NHK 5月分

充当割合

按分 1/1155-





雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名  
住所



(令和 2 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月8日	82,000	0	246	81,754		
6月5日	82,000	0	246	81,754		按分1/2
7月10日	82,000	0	246	81,754		按分1/2
合計	246,000	0	738	245,262		

勤務実態申告票

【議員名 新垣 新】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等) ・現地調査に係る補助随行(写真撮影、メモ作成、等) ・訪問先との連絡・調整 等	20%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営(プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等) 等	15%
	広聴広報に係るもの ・広報誌の記事作成、印刷業者との調整等・ホームページの管理・広報誌の配布	10%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の期間との連絡・調整・住民相談、意見交換の対応・要請文、陳情文の作成 等	20%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営(資料作成、開催周知、連絡・調整等) ・企業団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来賓対応、議員への連絡調整・政務活動費の管理、収支報告の作成 等	15%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

新垣 新



被雇用者



令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 新垣 新

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員 新垣 新 

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
主就業場所	糸満市西崎3-8 マンション安里1階 新垣 新 事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前10時～午後4時 (休憩時間12時～13時)
休 日	土・日・祝祭日
給与(賃金)	月給82,000円(時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年4月 1日

雇 用 者 氏 名 新垣 新



被雇用者 氏名

■■■■■



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

充当割合:政務活動のみ全額充当

人件費

11,971 × 3/12 = 2,992

個人負担 2,952 × 3/12 = 738

2,992 - 738 = 2,254 ✓

事業所負担 (4月~6月) = 2,254 ✓

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収勘定 保険料収入及び一般拠入金収入

労働保険特別会計

0847

厚生労働省

6118

※令和

02

年度

労働保険	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
	47	101	037087	-000	0	9	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) (元号:平成は7、令和は9)

2-2 9-2

納付の目的

1. 令和

2 年度 1 期

2. 平成

3 1 年度 確定

※収納区分

62

※区別

62

※内証券受領

(住所) 〒901-0306 糸満市

西崎

6-16-14

光ビル101

(氏名) 新垣アラタ事務所

新垣 新

08-E004747 AA1A47R008578#

47101037087-000 0008578

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内訳	千	百	十	千	百	十	円
労働保険料				1	1	9	52
一般拠入金						1	9
納付額(合計額)				1	1	9	71

あて先  
〒900-0006  
那覇市  
おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎3階  
E 沖縄労働局

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

出納済  
2.7.7  
琉球銀行  
西崎支店  
3  
(納付者渡し)

労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789 第3片記入に当たっての注意事項をよく読んでから記入すること。 OCR片への記入は上記の「標準字体」で記入すること。

事業主控 08 E 008578 08-E004747 AA1A47R-008578#

種別 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

労働保険番号 47101037087-000

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 01 111 9416 93

あて先 〒 900-0006

那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局 c17k6v10

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金 徴拠出金は延滞できません

Table with 4 columns: 区分, ⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額, ⑨ 保険料一般拠出金率, ⑩ 確定保険料・一般拠出金額. Includes rows for 労働保険料, 労災保険分, 雇用保険分, and 一般拠出金.

Table with 4 columns: 区分, ⑫ 保険料算定基礎額, ⑬ 保険料率, ⑭ 概算・増加概算保険料額. Includes rows for 労働保険料, 労災保険分, and 雇用保険分.

⑮ 事業主の郵便番号 (変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号 (変更のある場合記入)

⑧⑩⑫⑬⑭の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい


Table for ⑮ 申告済概算保険料額 and ⑯ 申告済概算保険料額. Includes ⑰ 差引額 and ⑱ 増加倍算保険料額.

Table for ⑲ 増加倍算保険料額 and ⑳ 法人番号. Includes a circular stamp with date 27.07 and location 那覇.

Table for ㉑ 期別納付額. Includes columns for 全期又は前2期, 第1期, 第2期, 第3期.

Table for ㉒ 加入している労働保険 and ㉓ 事業主. Includes fields for 所在地, 名称, 住所, 氏名.

なるべく折り返し曲げないこと。もし折る場合は折り返し曲げないこと。

6月			5月			4月			No. 令和2年			
●	17日	●	1日	●	17日	●	1日	●	17日	●	1日	新垣新
●	18日	●	2日	●	18日	●	2日	●	18日	●	2日	
●	19日	●	3日	●	19日	●	3日	●	19日	●	3日	
	20日	●	4日	●	20日	●	4日	●	20日	●	4日	
	21日	●	5日	●	21日	●	5日	●	21日	●	5日	
●	22日		6日	●	22日		6日	●	22日	●	6日	
	23日		7日		23日	●	7日	●	23日	●	7日	
●	24日	●	8日		24日	●	8日	●	24日	●	8日	
●	25日	●	9日	●	25日		9日		25日	●	9日	
●	26日	●	10日	●	26日		10日		26日	●	10日	
	27日	●	11日	●	27日	●	11日	●	27日		11日	
	28日		12日	●	28日	●	12日	●	28日		12日	
●	29日		13日	●	29日	●	13日		29日	●	13日	
●	30日		14日		30日	●	14日	●	30日	●	14日	
	31日	●	15日		31日	●	15日		31日		15日	
		●	16日				16日			●	16日	
出勤 20 日			出勤 18 日			出勤 20 日			氏名  			
欠勤 日			欠勤 日			欠勤 日						
早退 日			早退 日			早退 日						
遅刻 日			遅刻 日			遅刻 日						